

令和8年度報酬改定Q&A（案）（第3弾）

「就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し」について

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問1 令和5年度以降に開設した事業所（令和4年度の工賃支払実績がない事業所）は見直しの対象外となるか。

（答）

令和5年度以降に指定を受けた事業所は、令和4年度の工賃支払実績の有無にかかわらず、原則として見直しの対象となるが、令和5年度から令和6年度にかけて、区分が変わらない又は下がっている事業所については、見直しの対象外となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問2 見直しにより区分が下がる事業者は、令和5年度中の生産活動自体が活発で、純粹に工賃支払額が上昇した事業所も対象となるのか。

（答）

令和5年度から令和6年度にかけて区分が上がっている事業所については、その要因に関わらず、原則として見直しの対象となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

（指定権者における届出時の確認の流れについて）

問3 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は、見直しの適用対象外とあるが、これを自治体において判断するのか。

その場合、令和5年度と令和6年度の報酬算定区分を単純に比較して判断してよいか。

また、これらを判定する指標又はシステム設計等はあるか。

（答）

見直し対象に該当するかについて、システムでの対応は困難であり、事業者の自己申告により対応することとなる。

指定権者におかれては、事業所が正しく区分の変更の届出を行うことができるよう、今回の見直しについて周知いただきたい。（見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。）

加えて、別紙のとおり、変更の届出に係る様式例を示すので参考としていただき、指定権者において、事業者が自己申告した届出について、必要な確認を行うこと。

(指定権者における届出時の確認の流れについて)

問4 令和8年6月に制度改正となった場合、見直しの適用となった事業者は令和8年4月15日までに令和7年度の実績に伴う届出を、令和8年6月15日までに改正後の区分の届出を行うのか。

また、どのように届出の内容を確認すればよいか。

(答)

(区分の届出について)

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定については、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、令和7年度の実績に伴う届出は令和8年4月中に行い、就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことを基本とする。

ただし、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。手続きの流れについては、別添資料②を、届出の様式例については、別紙を参考とされたい。(この場合、「令和8年6月以降分」の届出書の要件審査は令和8年6月分の算定に間に合えばよく、その旨、報酬告示の留意事項通知を改正予定。)

(内容の確認について)

令和8年6月以降は、基本的には【R8改定後の基本報酬区分】(※1)が適用になるため、多くの事業所が【R8改定後の基本報酬区分】であると考えられる。

そのため、基本的には、事業所から、区分変更の届出書を提出させ、必要な確認をしていただきたい。

ただし、【改定なしの区分】(※2)である事業所については、令和8年6月以降も区分が変わらないため、区分変更の届出書の提出は不要である。(指定権者は、1万5千円未満の事業所であることを確認する。)

また、見直し対象外の事業所においては、【従前の区分】(※3)が引き続き適用されるため、区分変更の届出書の提出は不要である。代わりに、見直しの対象外であることが分かる根拠書類(※4)を提出させ、必要な確認を行うこと。

※1 R8改定後の区分

(R8改定対象)(一)	4万8千円以上
(R8改定対象)(A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象)(二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象)(B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象)(三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象)(C)	3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象)(四)	2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象)(D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象)(五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象)(E)	2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象)(六)	1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象)(F)	1万5千円以上1万8千円未満

※2 改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

※3 従前の区分

(R8改定対象外)(一)	4万5千円以上
(R8改定対象外)(二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8改定対象外)(三)	3万円以上3万5千円未満
(R8改定対象外)(四)	2万5千円以上3万円未満
(R8改定対象外)(五)	2万円以上2万5千円未満
(R8改定対象外)(六)	1万5千円以上2万円未満

※4 根拠書類

令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

(指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れについて)

問5 同一の平均工賃月額の場合であっても、見直しの対象となる事業所、対象とならない事業所が混在することになり、自治体の管理や運営指導時の負担が増大する。この点、容易に管理指導ができるような方法はあるか。

(答)

確認の方法については、問4と同様であるので、別添資料③を参考に、必要な確認をしていただきたい。